内閣衆質一九六第一六三号

平成三十年三月二十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府による学校における個別の授業内容の調査に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出政府による学校における個別の授業内容の調査に関する質問に対する答弁

書

## 一、三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十九年度において、中学校の理科の授業に

おいて実験を行った際に生徒が体調不良を訴えた事案や高等学校の数学科において異なる複数の科目が一

体として取り扱われ、 生徒の学習評価が適切に行われていないと考えられた事案の内容等について、文部

科学省からこれらの学校の設置者である各地方公共団体の教育委員会に対して問合せをしたことがある。

## 一及び五について

お尋ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 小学校、 中学校等においては、 法令や学習指導要領等に示

すところに従い、適切な教育課程を編成するものとされている。

その上で、御指摘の「質問」については、平成三十年三月十六日の記者会見において、林文部科学大臣

が 「法令上の権限に基づいて、 事実の確認をさせていただいたということであります」と述べている一方

「このような事実関係の確認を行うに当たっては、教育現場において誤解が生じないように十分留意

\_

をすべきことは当然でありまして、そのような観点からは今回の書面については、やや誤解を招きかねな

い面もあったと考えられるために、・・・こういう事実関係の確認を行う際には表現ぶり等、またその手

法について十分に留意する必要がある」と述べているとおりである。